

第2章 わが国の合併会計

本章において、わが国の合併会計基準を考察する。

第1節 わが国合併会計への問題意識	59
I 合併概念	60
II 合併本質論と会計処理法	60
III 存続する会計主体の決定	61
IV 承継資産の評価基準と暖簾	61
第2節 概観	61
I 法形式重視—Legal Form over Economic Substance	62
II 合併の本質	62
III 合併会計基準の現状	63
第3節 わが国合併会計規定—商法および企業会計原則	63
I 承継資産の評価	63
II 暖簾	63
III 合併差益	64
第4節 法人税法	65
I 基本的思考	65
II 税法規定の検討	65
第5節 合併会計実務の検討	68
第6節 連結会計における投資消去差額	69
I 新たなる視点	70
II 子会社取得の連結処理	70
III 連結会計の独自性	74

第1節 わが国合併会計への問題意識

欧米諸国及び国際会計基準 (International Accounting Standards : IAS) では、法律上の「合併」、「営業譲渡」、「子会社取得」を「企業結合 (Business Combinations)」概念において包括し、これを「企業結合会計 (Accounting for Business Combinations)」という企業会計 (財務会計) の一領域として、統一した会計原理を適用する。

わが国には企業結合会計という枠組みは存在せず、合併及び営業譲渡は個別会計 (合併会計) が、株式取得による子会社化は連結会計が担当するという二元的な会計制度により構成されている。

そこでまず始めに、このような制度的背景に影響を受ける、わが国合併会計の基本的な問題点を指摘し、企業結合会計との比較研究における問題意識を明らかにしておきたい。

I 合併概念

そもそも合併会計とは、いかなる事象を扱う会計領域なのであろうか。

わが国合併会計に言う「合併」とは、一般に商法上の合併を指し、「二つ以上の会社が商法の特別規定により、一つの会社と化し、一つ以上の会社の消滅と権利義務の包括的移転とを生ずるこれら会社間の契約」¹を言う。これら法律行為を扱うのが合併会計である。

そのため、営業譲渡や株式取得による子会社化は、上記合併と同様の経済効果を有するものであっても、これとは区別される²。ここに営業譲渡とは、ある会社から他の会社への企業財産の譲渡（を目的とする債権契約（営業財産譲渡説））³であり、通常、譲渡会社はこれによって消滅することはない。また、子会社取得とは、他の会社の議決権普通株式を50%超を取得して経営支配権を獲得し、当該会社は消滅せず子会社として存続することを言う。この場合に、親会社が支配持分を100%取得し子会社を合併手続きに従って併合すれば、合併として取り扱われることになる。

よって、合併会計は、上記形式要件（「商法の特別規定（合併手続き）」）に従い「財産及び株主を包括的に移転し「解散する）」を満たさないという理由から、営業譲渡や子会社取得とは領域を隔てることになる。

II 合併本質論と会計処理法

続く第2の問題は、合併の会計処理法についてである。

会計理論上⁴、合併本質観について現物出資説と人格合一説との見解があり、これらは会計処理と密接に関連しながら、各本質観の妥当性が議論されている。ここで、現物出資説とは、合併を「解散会社（消滅会社）の株主による存続会社への現物出資とみる」⁵見解であり、人格合一説は、合併を「合併当事会社の株主持分が株式交換を通じて人格的に合体したものとみる」⁶見解である。今日、会計学上の多数説とされるのは現物出資説である⁷。会計処理に関する上記議論の特徴は、何れか一方の見解によって全ての合併取引を説明し、これに対応する処理法を统一的に適用しようとの思惑がある。すなわち、本質観との一対一対応関係において、会計処理設定の議論が為されている。

しばしば、現物出資説は米国パーチェイス法に、人格合一説は持分プーリング法に準えて説明されるが、米国では何れの処理も正式に会計原則として認められる。それらの会計処理は結合取引の性質から判断され、パーチェイス法は「取得」取引に、持分プーリング法は「持分の結合」取引に適用される。したがって、米国会計は、合併の法的性質に捕われず、取引の経済的実質（Economic Substance）に着目し「取得」と「持分の結合」という観点から合併事象に対処していることになる。

わが国商法は会計トライアングル（商法、企業会計原則、税法）の主要な一翼を担い、企業会計原則に比べ強制法規たる性格を持つ。特に合併は実定商法上の取引であり、これまで商法計算規定がその中心となり合併会計を形作ってきている。企業会計原則とは言えば、それとの調整のみを図ってきたように伺える。

ここに筆者は、合併の法的性質という側面から会計処理を検討し、合併会計を模索するという方法に疑念が生じる。会計は取引の経済的実質を写像する技術であり、会計として合併取引の経済的性質を認識することが肝要であらう。

Ⅲ 存続する会計主体の決定

第3は、合併時における会計主体についてである。

企業主体 (Business entity) とは、「Owners (企業主) から分離独立したEconomic unit (経済単位) であり、会計が対象とする企業の範囲」⁸を言う。すなわち、企業主体概念は、社会的に公正妥当と認められる会計諸基準の基礎にあって、個々の会計が報告する経営成績や財政状態は、いかなる範囲の経済活動に関するものであるかを限定する概念⁹である。よって、会計が対象とする範囲 (場所) を確定する概念であるために、これは会計主体 (Accounting entity) または会計単位 (Accounting unit) とも言われる。

今日の企業会計は、取得原価主義に基づき、ある会計主体が他の会計主体から資産を取得した時に、新しい会計責任の基礎 (new basis of accountability) を認識し、これを将来の損益計算及び財産評価の基本に置く¹⁰。このため、会計主体の認識が重要となる。

米国において、取得する会計主体を確定する手続きはパーチェイス会計の重要な第一歩となる。これは、被取得会社の純資産は再評価されて取得側の会計帳簿に記録されるためである。これに対し、わが国商法は「合併後存続スル会社」について詳細な規定を設けていないため、「合併における会計主体、つまり合併後に会計責任をもち、合併の会計処理を行う当事会社は、商法に従って当事会社間の契約において決定された合併会社 (存続会社、新設会社)」¹¹とされる。つまり、存続する会計主体を、合併契約における当事会社間の協議により、任意に決定することが可能となる。合併後存続する会社 (会計主体) の決定如何によっては、後に報告される取引事実は大きく歪められ、会計情報の信頼性が損なわれる危険性がある。

Ⅳ 承継資産の評価基準と暖簾

第4は具体的な処理に転じ、暖簾の会計処理に関するものである。

暖簾は「超過収益力」として理解され、他企業に比し企業価値や収益力を高める有利な要因や条件などから形成される。

米国の計上処理では、被取得企業の資産・負債を公正価値に再評価して受入れ、これと取得の対価とを比較することで暖簾を計上する。これによれば、暖簾は「資産の集合としての経済価値 (純資産時価)」と「企業総体としての経済価値 (対価として株式を交付すれば、株価総額として表現される)」の会計的な誤差¹²として認識され、優れて超過収益力としての意味を表すことになる。この点、計上処理についてはわが国でも同様に行われているが、計上される暖簾は上記性質を示していないとの指摘が為されている。この点については、第3節以降で詳細に検討する。

第2節 概観

前章第1節と同様、わが国の合併会計に影響を及ぼす諸要因についてみる。次節以降を現行の処理規定に焦点をあてわが国合併会計基準に話を進めていくが、その前段階として、とりわけ(1)法形式重視、(2)「合併」の本質、(3)合併会計基準の実態の3つを取り上げ次節への導入とする。

I 法形式重視—Legal Form over Economic Substance

「会計」は企業活動の経済的実質 (Economic Substance) を反映するよう、法形式の枠を超え、取引の実態を明らかにする必要がある。先に見た米国は優れて「Economic Substance over Legal Form」(法的形式よりも経済的実質の重視) に合致した会計制度を整備している。これに対し、わが国の会計制度は「Legal Form over Economic Substance」¹³であるとされ、企業会計原則及び商法計算規定は、企業の法的主体 (Legal Entity) を会計主体 (Accounting Entity) として捉え、個別優位の会計基準を置いている。そのため、商法及び企業会計原則で規定されるのは「合併」取引だけであり、持分法による投資勘定の評価や連結会計は連結財務諸表原則 (以下：連結原則) に委ねられている。

企業合併は自然発生的に突然生ずる取引ではない。合併に至る過程は様々であろうが、ごく簡単な例で示せば次のようになる。まず①市場の内外においてターゲット企業の持分株式を買収する。(友好的な合併では、当事会社同士で取り決めた合併契約に従い、持分株式を全て交換することになる。) その後、②“合併”か“子会社として存続させる”かを選択するが、これは企業の任意である。

よって、合併までの経過を辿れば、投資勘定に対する持分法の適用 (持分割合20%以上50%以下)、連結会計 (持分割合50%超)、合併会計 (持分割合100%) は、各々「持分株式を取得する」資本結合取引の延長上に発生する会計事象であり、経済的実質においては“一連”の取引なのである。わが国「合併会計基準」は、法形式に縛られるが故に“一瞬”を規定するに過ぎないのである。すなわち、わが国会計は法形式重視、すなわち個別財務諸表優位の会計慣行を有し、かつ合併による企業結合は個別会計 (商法及び企業会計原則)、買収による企業結合は連結会計 (証券取引法及び連結財務諸表原則) という仕切を設けていることから、企業の資本結合関係を統一的に開示し得ない状況にある。

II 合併の本質

合併の本質論については、現物出資説と人格合一説がある。現物出資説によれば、①受入資産及び負債は全て公正価値に評価換えし、②純資産の公正価値と合併会社交付株式の公正価値 (及び合併交付金額) との差額を暖簾又は合併差益として計上する。一方、人格合一説では、①受入資産及び負債は被合併会社の帳簿価額のまま合併会社に記帳され、②被合併会社の純資産項目も合併会社にそのまま引き継がれることになる。

このような本質論争は、会計理論同様、商法上においても議論されるどころであるが、両説の主張の決定力不足から未だ結論をみず、したがって商法規定にも反映されていない。すなわち、現行の商法計算規定は、二説の議論が会計処理のあり方を左右するという性格のものではなく、仮に現物出資説であっても、商法の資本充実の要請から、合併会社の資本の増加額 (あるいは新設合併の場合は資本の額) は被合併会社の純財産の額 (簿価) を超えることはできないし、人格合一説の場合でも「包括承継される会社財産には準備金などは含まれず、これらは移転の対象とはならない¹⁴」のである。

III 合併会計基準の現状

わが国合併会計は、買収や連結会計と切り離された状態にあることは前述のとおりであるが、合併取引自体についても「合併当時会社の裁量に委ねられた、緩やかな規定¹⁵」と評されるほど未

整備の状態にある。

商法の合併関連規定は、主に暖簾（第285条ノ7）と合併差益（第288条、）について言及するに止まる。これは企業会計原則も同様である（営業権：企原注解注25、合併差益：企原注解注7・19）。さらに、同法では承継資産・負債の評価方法には何ら触れていないため、商法の資本充実・維持の原則の考えを準用し、これに被合併会社の帳簿価額を割り当てるのが妥当と考えられている。この点は後に詳述する。

「合併」は複数の会社同士の合同であり、商法及び会社法は債権者保護の観点からこれを規制する。しかし、合併の法的要件は充実しても、いざ会計処理となると商法の計算規定は「合併会計基準」すらもままならない状況である。このような合併会計の現状を背景に実務では、法人税法が商法及び企業会計原則よりも若干詳細な規定を置いていることから、税法を勘案しつつ具体的な処理を模索している現状にある¹⁶と言われる。

第3節 わが国合併会計規定—商法及び企業会計原則

本節以降において、わが国の合併会計関連の会計規定を考察する。

合併関連の会計規定とは、米国企業結合会計との比較考察を行う目的から、商法及び企業会計原則における個別会計に限らず、連結会計における子会社取得をも含むことになる。さらに、わが国税法も合併会計処理に強く影響しているため検討を加える。

商法計算規定及び企業会計原則は、それぞれが独自の立場から企業が寄るべき会計処理の規範を定めるが、その内容は暖簾と合併差益に関するのみで、両者に差異は見られない。

I 承継資産の評価

企業合併における承継資産・負債の評価基準について、現行商法及び企業会計原則共に明文の規定を設けていない。商法上「合併ニ因リ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産ノ価額」との件があるものの、「承継シタル財産ノ価額」はどのような価値を以て評価すべきかは判然としない。純財産額とは、単なる計算上の数額にすぎない資本額や準備金の額ではない。これについて、通説では「合併各当事会社の従来から有する収益力のみならず合併により合理的に期待される会社の将来の収益力を考慮し、各当事会社につき同一のかつ適正な基準による資産の評価換え（たとえば、合併貸借対照表における自家創設暖簾の公正な評価計上、固定資産の過度の減価償却の適正な修正等）」¹⁷は認めるとされる。現行実務では、承継資産の受入価額は時価以下であれば良いと解釈されているようである¹⁸。

II 暖簾

商法第285条の7では、暖簾¹⁹の評価に関し次のように規定する。

〔商法 第285条の7（暖簾の評価）〕

暖簾ハ有償ニテ譲受ケ又ハ合併ニ因リ取得シタル場合ニ限り貸借対照表ニ於テノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ取得価額ヲ附シ其ノ取得ノ後五年以内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス

商法及び企業会計原則において、暖簾の定義に関する条文は存在しない。本条はまず前半部分において、有償譲受または合併による取得の場合に限り、暖簾の資産計上を認める。

そもそも暖簾は、一種の無形固定資産ではあるが、特許権等の無体財産権とは異なり法律上の権利ではなく、「換価性や換価価値」の測定が困難である。そのため、昭和37年の商法改正時に、形式的にも実質的にも他の無形固定資産とは異なる暖簾に対し、特別規定を置いて貸借対照表能力を付与したのである。したがって、有償譲受または合併の場合以外の暖簾、つまり企業の内的要因から発生する自家創設暖簾²⁰の計上は認められないことになる。このように資産計上可能な場合を限定するのは、自己創設暖簾に適正な評価額を付すことは困難であり、恣意的に過大評価される危険性を考慮してのことである²¹。

また、本条は購入暖簾の全てを資産計上するよう強制するものではなく、暖簾の取得価額を取得した年度に一括費用処理することも容認される。その場合には、毎期の償却分を全額一括して償却したものと考え、以後の会計年度に改めて資産計上することはできない。これは、暖簾の性質からして、その経済的価値の継続が不確実である点に起因してのものとされる²³。

続く後半部分では、暖簾を資産計上した場合は、その額を每期均等額以上償却すべきことを要請する。特に償却期間を5年以内としたのは、暖簾は取得後に取得会社に吸収されてゆき、それに従って新たな独自の暖簾が創設されてゆくという特質を鑑み、商法の債権者保護からして早期償却による保守的経理が妥当と考えられるからである²⁴。

このように、暖簾はその財産価値を確実に測定することが困難であること、時の経過により購入暖簾が消滅していくと考えられること、そして企業の財務的健全性を図る必要があること等から、現行第288条の7の商法規定が設けられたとされる²⁵。

Ⅲ 合併差益

合併差益の取扱いについて、商法第288条の2は次のように規定する。

〔第1項第5号－原則規定〕

合併ニ因リ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産ノ価額ガ其ノ会社ヨリ承継シタル債務ノ額及其ノ会社ノ株主ニ支払ヒタル金額並ニ合併後存続スル会社ノ増加シタル資本ノ額又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額

〔第3項－特則規定〕²⁶

第一項第五号ノ超過額中合併ニ因リ消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ利益準備金ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ利益準備金ト為スコトヲ要ス

原則規定によれば、解散会社から承継した「財産の価額」が、その会社から承継した「債務の額」と「その会社の株主に支払った金額」、そして「合併会社の資本の増加額」を超える場合の超過額は、全額合併差益として資本準備金に積み立てなければならない。

しかし特則規定によって、原則処理において合併差益とした金額のうち解散会社の利益準備金と任意準備金に相当する金額は、これを存続会社において合併差益として資本準備金にしないことができる。この場合、解散会社の利益準備金に相当する金額は、存続会社の利益準備金として

引き継ぐ必要がある。よって、その他留保利益部分の引継ぎに対しては、会社の任意に任せられることになる。

原則規定は、現物出資説的処理と言える。商法自体いずれの説を尊重するとも言っていないため現物出資説的としたが、「現物出資」による資本の増加取引（増資）と同様に考えることができよう。すなわち、現物出資されたもののうち、資本金となる額の他は資本準備金（合併差益）として処理されることになる。

特別規定は、原則規定の処理を行うことで生じる実務上の不都合を解消する目的で設けられた²⁷。すなわち、原則処理により、解散会社の利益準備金や任意積立金が存続会社の合併差益（商法上の資本準備金）となると、配当可能利益の減少や他との契約によって積み立てられていた任意積立金（減債積立金等）が消滅してしまうことになる。よって、主に実務上の要請から、商法はこの例外的処理を認めるに至ったのである。しかしながら、上記利益準備金の引継に関しては、実務上の要請からのみでなく、商法第289条（法定準備金の使用）の趣旨を貫くためという側面もある。

このような商法（及び企業会計原則）規定により行われる会計処理は、次節中に取り上げる。

第4節 法人税法

わが国会社合併に関する現行会計規定は、前節で述べたように未整備の状態にある。そのため、会計実務では「税法規定を参照しつつ具体的な会計処理を模索」する現状にある。

I 基本的思考

合併の性質については、商法等において現物出資説と人格合一説の議論があるが、税法はいずれの立場にもよらず²⁸、税法固有の観点から合併取引を規定している。すなわち、税法としては、「合併という商法上の組織的法律関係を前提とすることになるので、基本的には商法の規定に依存」²⁹するが、ただ租税政策的な立場から独自の取扱いを設けている。

II 税法規定の検討

第2節の会計（商法及び企業会計原則）上における「承継資産の評価」、「暖簾」、「合併差益」の3つに関連させ、法人税法（以下：税法）上におけるそれらを規定内容から検討する。

合併に際し、合併法人、被合併法人、被合併法人の株主の3者に課税関係が生ずる。つまり、合併法人に対しては「評価益に相当する合併差益」部分に、被合併法人は「清算所得」に課税問題が生じ、被合併法人の株主へはいわゆる「みなし配当」と認められるか否かが争点となる。以下では、主に合併法人に対する税法規定を見る。

(1) 承継資産の評価

被合併法人の純資産の引継ぎが、合併に関する税務の中心をなす。しかし、その純資産の評価については、合併法人が自由に評価（時価以下）することを認めており、その意味で当該評価額を受入価額という³⁰。よって、商法に言う「承継シタル財産ノ価額」に相当する概念と考えられる。

承継資産の受入価額に関し、現行税法では、資産の時価を限度とする旨が規定されるのみである³¹。

ここに言う時価とは、財産評価基本通達（昭39、直資56）（以下：評基通）に「それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」を言うとして定義されている。

ただし、受入価額に全くの任意評価を認める訳ではなく、原則は被合併法人の帳簿価額の引継ぎであるため、その決定は各資産の時価に基づくなど合理性や一貫性をもって適正な価額を付すものとされる³²。また、承継資産の記帳価額に時価を超える額を付した場合、その超過額部分是否認されることになる³³。

(2) 暖 簾³⁴

会計同様税法上においても、暖簾（営業権）の性質は明らかにされていないが、法人税基本通達（以下：法基通）7-1-5において暖簾の取扱いを定めている。その内容は、次のとおりである。

「繊維工業における織機の登録権利、許可漁業の出漁権、タクシー業のいわゆるナンバー権、内航海運業のいわゆる建造引当権のように法令の規定、行政官庁の指導等による規制に基づく登録、認可、許可、割当て等の権利を取得するために支出する費用は、営業権に該当するものとする。（昭55、直法2-8改正）」

また、暖簾の価額（評基通165）は、「次の算式から計算した価額と課税時期を含む年の前年の所得の金額³⁵とのいずれか低い金額に相当する価額によって評価」される。

平均利益金額³⁶×0.5－企業者報酬の額－総資産価額×0.08＝超過利益金額

超過利益金額×営業権の持続年数^{*1}に応ずる年8分の複利年金現価率^{*2}＝営業権の価額

*1原則として10年とする。 *2 10年による年8分の複利年金現価率は、6.71である。

「暖簾は、同一条件にある類似業種における標準的な収益を超えて取得する事実をとらえ、これを超過利益として概念し」、この超過利益を発生させる源泉を「財産に見立てた擬制」であることから、当該超過利益を金額化する方法として評価時点の財産として還元する「収益還元法」が採用されている³⁷。

このように評価された暖簾の計上に関し、法基通4-2-8は、被合併法人の欠損金を暖簾として引継ぐ場合をあげ言及している。繰越欠損金を有する被合併法人との合併において、合併法人がその全部または一部を暖簾として受入れた時は、次のように取り扱うものとされる。

- (1) 被合併法人から受入れた資産に含みのあるものがある場合には、その含みのある資産につき、その受入価額にその営業権の受入価額に達するまでの含み益に相当する金額を加算した金額に相当する帳簿価額による受入れたものとし、その営業権の受入価額については、当該含み益に相当する金額を減額するものとする。
- (2) 営業権は受入価額になお残額がある場合には、その残額につき、当該被合併法人の営業権の価額として相当であると認められる価額を限度としてその営業権の受入れを認める³⁸。（法基通4-2-8）

上記は、「①通常繰越欠損金と相殺する対象としては、まず資産の含み益と相殺するのが妥当な処理」と考えられることや、「②暖簾（営業権）の評価が困難であるという実務上の事情による」となるとされる³⁹。

暖簾の計上処理

上記内容から、簡単に税務上の暖簾の計上処理を見る。繰越欠損金を持つ被合併法人との合併において、合併法人が繰越欠損金相当額を暖簾として表示している場合、税務計算上はまず受入資産の評価益を計上し、次いで暖簾の実在性の有無を確認する。以下の仕訳中において暖簾は営業権と表示する。

仮に、被合併法人の状況は①であり、これを合併法人は②のように受入れた場合において、税務上資産の時価が5,000と判定されれば、税務計算上③の処理がなされる。

①被合併法人

諸資産	2,000	資本金	5,000
繰越欠損金	3,000		

②合併法人の受入状況

資産	2,000	資本金	5,000
営業権	3,000		

③税務計算上

諸資産	5,000	資本金	5,000
-----	-------	-----	-------

なお、資産時価が3,000、暖簾が500とすれば、④のとおりとなる。

④ 諸資産	3,000	資本金	5,000
営業権	500		
利益積立金	1,500		

(3) 合併差益金

前述のとおり、合併法人に対する課税問題は、合併法人が評価益に相当する合併差益を計上した場合に生ずる。

合併差益金とは、①合併により合併法人が被合併法人から取得した純資産額が、②合併法人の資本の額と合併交付金の合計額を超える場合にその超過額、を指す（法法2の19）。

①純資産の受入価額	②	合併増加資本金
		合併交付金（金銭及びその他の資産）
		合併差益

商法及び企業会計原則では、合併差益を現物出資のプレミアムと解して原則資本剰余金とするのに対し、「法人を通じてその資本主に課税しようとする税法では、企業会計、商法よりも資本の概念が狭いので」、課税の必要上合併差益金を次のように区分している⁴⁰。

- | |
|---|
| ① ②～④以外（受入資産の評価益等）から成る部分の金額
② 合併減資益金から成る部分
③ 被合併法人の資本積立金額から成る部分の金額
④ 被合併法人の利益積立金額から成る部分の金額 |
|---|

出典：山本守之「租税法要論」

税法が合併差益金の構成要素を4つに細分するのは、主に次の理由からである。

- (1) 課税合併差益である評価益(①)を明らかにする。
- (2) 利益積立金額(④)が将来株主等に分配されるか、または資本に組み入れられると配当課税の問題が生じる⁴¹ため、資本積立金額(②・③)と利益積立金額(④)を厳格に区分けする。

加えて、①に対し課税する根拠は、まず、資本等取引以外の取引から生じた収益の額を全て益金の額に算入する法人税法の仕組みからすると、①と④が課税益金とされ、②と③は該当しない。ただ、④は資本等取引ではないものの、被合併法人において既に課税関係が終了しており、別段の定めにより益金の額に算入されないことなる(法法27)。

特に①の金額は、これを含む「資産の受入価額を基礎として以後の譲渡原価や減価償却(定率法の場合)の計算が行われるので、この機会に課税しておかなければ、非課税積立金が以後の事業年度で損金の額に算入されてしまう」⁴²という課税技術上の問題から、通常の評価益とは別枠に、実現利益として取り扱われる。よって、①の受入資産の評価益等からなる金額は、資本等取引から生じた金額ではなく、別段の定めも置かれていないため課税されることになる。

第5節 合併会計実務の検討

ここで、わが国会計実務における合併処理を考える。論文の構成上、ここに置く理由は合併会計基準の現状に起因している。なぜなら、わが国会計構造上、税法は合併取引について原則的に商法に準拠する立場をとるが、実務の現状は実質的に強く税法規定の影響を受けるという逆準拠の関係にある。そのため、第2節合併会計規定の段階では会計処理を取り上げることはできず、税法との関連において第4節まで待たざるをえなかった。

それでは以下の設例に従って本題に入ることとする。

〔設例-1〕 A社は、B社を吸収合併した。A社は吸収合併の対価として、B社発行済み普通株式総数5,000株(額面50,000円、市場価格84,000)に対し、A社議決権普通株式7,000株(額面50,000円、市場価格60,000円)交付する(交換比率1:1.4)。

合併直前のA・B両社の貸借対照表は次のとおりである。

A社貸借対照表				B社貸借対照表			
(万円)				(万円)			
諸資産	160,000	諸負債	40,000	諸資産	45,000	諸負債	10,000
		資本金	100,000 ^{※1}			資本金	25,000 ^{※2}
		資本剰余金	10,000			資本剰余金	5,500
		利益剰余金	10,000			利益剰余金	4,500
	<u>160,000</u>		<u>160,000</u>		<u>45,000</u>		<u>45,000</u>

※1 額面株式（額面50,000円）20,000株

※2 額面株式（額面50,000円）5,000株

実務上、最も多いのはこの処理とされる。つまり、被合併会社の純資産を簿価で引き継ぐ（純財産額＝純資産簿価）と共に、合併新株を額面発行する。

〔仕訳1〕	諸資産	450,000,000	諸負債	100,000,000
			資本金	350,000,000

合併会計実務の特徴は、商法の資本充実の原則を配慮すると共に、税法諸規定を視野に入れた会計処理がなされる点にある。A社がB社資産・負債を帳簿価額で受入れる上記仕訳もその特徴の一つである。評価益を認識し公正価値で資産を計上する、あるいは評価益部分を暖簾として継承すれば、税法において課税対象となり、企業は簿価による合併を選択する傾向が強い⁴³。仮に被合併会社の評価益を実現させて受入れる事例もあるが、これは被合併会社が繰越欠損金を有す場合（商法は債務超過会社との合併を認めない）に、土地等の非償却資産の評価益でこれを補填する等に限られるようである⁴⁴。

また、A社が交付した7,000株の普通株式は、額面総額（交付株数7,000株×A社額面金額50,000円）で発行（記録）されている。合併比率は合併契約の段階で適正な企業評価額を用いて決定されるものの、これが発行価額（記帳処理）に反映しない実状にある⁴⁵。A社の支払った対価総額は420,000,000円（株価60,000円×7,000株）であり、本来上記仕訳には資本準備金（合併差益）70,000,000円が計上されたはずである。

仮に、A社は合併新株8,000株を額面発行するものとするれば、次のように暖簾として処理される。繰り返しとなるが、暖簾を計上すればこの部分に課税関係が生じる。

〔仕訳2〕	諸資産	450,000,000	諸負債	100,000,000
	暖簾	50,000,000	資本金	400,000,000

この暖簾計上額50,000,000円は、純資産簿価（純財産額）と対価株式の額面総額との差額である。この点、暖簾を実体のある純資産時価と対価（株式を交付する場合、株価総額）との差額として計上する米国と異なる。

第6節 連結会計における投資消去差額

本節では、平成9年6月6日、大蔵省企業会計審議会より公表された「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」（以下：改訂意見書）を中心に、買収子会社の連結会計を前述の企業合併会

計に関連させ考察する。

I 新たな視点

平成12年3月期より、単独決算中心の開示制度から、連結財務諸表を中心とした財務情報の開示に変更される。これは、年度決算のみでなく中間財務諸表についても同様であり、法形式重視の個別会計は一種のセグメント情報としての位置付けに転換される。

わが国において企業結合取引は、合併及び営業譲渡は個別会計、子会社取得は連結会計との役割分担が為されてきたが、今後これら合併取引等は連結財務諸表原則（以下：連結原則）に引き継がれ、包括的に規定されることも考えられる。少なくとも、経済的実質において同質の取引とされる3者の会計基準及びその処理が、統一的に論じられることとなろう。このような思考において、本節では主に完全取得子会社の連結基準を合併会計との対比において検討する。

II 子会社取得の連結処理

改訂意見書の内容について、支配獲得時の資本連結手続きとして（1）子会社の資産及び負債の評価、（2）投資と資本の相殺消去、（3）連結調整勘定を、そして資本連結以外の手続きとして（4）連結調整勘定の償却を、さらに連結財務諸表の表示区分について（5）連結調整勘定の当期償却額と（6）利益剰余金の取扱い、の6項目を取り上げるものとする。

（1）子会社の資産及び負債の評価

連結精算表上において、まず親会社及び子会社の個別財務諸表項目を合算し、次いで親会社による子会社への投資とこれに対応する子会社資本とを相殺消去する。これにより消去差額が生じれば、当該差額は連結調整勘定として計上するとともに、親会社持分以外の資本部分を少数株主持分へ振り替える。これら一連の手続きを資本連結という。

ここで、子会社の資産及び負債は公正価値（時価）に評価換えされるが、改訂意見書では、支配獲得日の連結貸借対照表にあたって、子会社の資産・負債を①部分時価評価法と②全面時価評価法のいずれかの方法により評価するものとしている。

①部分時価評価法

この方法は、時価評価される資産・負債の範囲を、親会社持分に限定するものであり、連結基礎概念たる親会社理論（Parent company theory）から生じた評価法である。

②全面時価評価法

この方法は、企業集団全体について親会社持分と少数株主持分とを区別せず、すべてを時価評価する方法である。主体理論（Entity theory）に基づくものである。

両基礎概念（親会社理論及び主体理論）については、第1章において検討済みである。

これら2法は、同意見書において新設された評価法（規定）であるが、現行の連結原則の下でも、投資消去差額の原因分析を通じて実質的に①の部分時価評価法が行われている。

よって、連結基礎概念として新たに②の全面時価評価法を認め、両方を正式に連結原則上に承認したものである。

（2）投資と資本の相殺消去

現行連結原則では、子会社資産・負債は簿価で合算され、親会社投資と子会社資本の相殺消去が行われる。この際、投資消去差額は一旦全てが連結調整勘定となる（連結原則第四の二の2）。その後、投資消去差額の構成要素が「容易に原因分析できる場合」には、これを適当な科目に振り替えなければならない（同但し書き、注解7）、とされている。このように子会社の純資産簿価と親会社の投資を連結調整勘定としてよいとされた理由は、「投資消去差額の発生源泉は複雑であり、その源泉にしたがった処理を行うことは実務的に困難な場合が多いとの配慮から」⁴⁶である。

これに対し改訂意見書では、子会社の資産・負債を時価評価した後に相殺消去を行う。

部分時価評価法は、子会社純資産のうち親会社持分相当分のみを時価評価し、その再評価は子会社株式の取得日毎にその時価を基準とする段階法が用いられることになる。

一方、全面時価評価法は、企業集団を単一の経済単位（economic unit）として見、少数株主持分の取扱いを異にせず、したがって子会社純資産すべてが時価評価されることになる。これには、支配獲得時の時価で評価する一括法が採られる。

（3）連結調整勘定

改訂意見書によれば、連結調整勘定（借方差額）は実質上暖簾を意味する。

部分時価評価法を採れば、連結調整勘定は「Gp」（第1章参照）となり、子会社への投資と子会社純資産のうち親会社持分との差額となる。全面時価評価法において、それは子会社全体の暖簾「G」であり、「G(1-p)」つまり少数株主持分に相当する暖簾が含まれることになる。

ここに、改訂意見書にいう全面時価評価法が主体理論に基づくものであれば、「G」を算定するために「換算企業価値（implied total value）」の思考が登場する筈である。しかしながら、全面時価評価法についての説明は、時価評価を中心に述べられており、対価の換算については触れられていない。

全面時価評価法の特徴

改訂意見書が新たに採用した全面時価評価法は、親会社持分のみならず少数株主持分をも含めた、子会社の資産・負債を全て支配獲得日の時価で評価する方法である。この方法はIASとの調整を図ったものと説明される。

それでは、米国の主体理論とはどのように関係付けられるのであろうか。また、それらは同一の評価法と言えるのであろうか。

米国の主体理論もまた、子会社純資産を所有持分を分け隔てなく時価評価する点でIAS及びわが国全面時価評価法（以下断りのない場合両者を指す）と同種の評価方法と言える。しかし、その差異は連結暖簾の計上額に現れる。というのは、完全所有でない場合、全面時価評価法により計上される暖簾（連結調整勘定）は子会社全体のそれを示さず、親会社持分相当の暖簾のみが示される。つまり、暖簾については、部分時価評価法も全面時価評価法も同額が認識され、如何なる持分過程においても違いはないことになる。

これは、全面時価評価法は投資原価に基づいて暖簾を計上するのに対し、米国の主体理論では換算企業価値〔C/p〕を用いて暖簾を計上するためである。ここに、暖簾等式を示せば次のとおりである。

$$\text{米国主体理論} : G = C/p - (B + V)$$

$$\text{全面時価評価法} : G = C - (B + V) \quad p = Gp$$

よって、暖簾に関しては、全面時価評価法は米国の親会社理論同様に算定されることになる。これは、全面時価評価法による少数株主持分にも当てはまり、少数株主持分の計算上の暖簾は考慮されないことになる。米国の主体理論と全面時価評価法は、経済的単一概念に基づく評価法であるが、前者は経済的単一性を強調し、後者は資産群の時価評価に関して同一に取り扱う点に特徴がある。その結果、全面時価評価法による暖簾は購入暖簾だけが計上されることになる。

米国の親会社理論及び主体理論と全面時価評価法の暖簾及び少数株主持分の計上額を示すと表2-1のとおりとなる。同表は30頁の [CASE-1] に基づいて計算している。

表2-1 暖簾と少数株主持分の計上額

	暖 簾			少数株主持分		
	全面時価評価法	親会社理論	主体理論	全面時価評価法	親会社理論	主体理論
	$C-(B+V)p$	$C-(B+V)p$	$C/P(B+V)$	$(B+V)(1-p)$	$B(1-p)$	$(B+V+G)(1-p)$
60%	180,000	180,000	300,000	1,480,000	1,240,000	1,560,000
70%	210,000	210,000	300,000	1,110,000	930,000	1,170,000
80%	240,000	240,000	300,000	740,000	620,000	780,000
90%	270,000	270,000	300,000	370,000	310,000	390,000
100%	300,000	300,000	300,000	0	0	0

なお、〔設例4-1〕に全面時価評価法と部分時価評価法の処理例を示している。

設例4-1

A社はB社の発行済株式数の70%を現金10,000円で取得した。取得日現在の両者の財政状態は以下のとおりである。なお、取得時点のB社の公正価値は、諸資産23,000円、諸負債12,000円となっている。

A社貸借対照表				B社貸借対照表			
諸資産	200,000	諸負債	100,000	諸資産	20,000	諸負債	10,000
		資本金	60,000			資本金	6,000
		剰余金	40,000			剰余金	4,000
	<u>200,000</u>		<u>200,000</u>		<u>20,000</u>		<u>20,000</u>

(4) 連結調整勘定の償却

現行連結原則は、連結調整勘定の償却は「毎期均等額以上」の組織的な償却処理を行うものと規定し、償却期間については明言していない。そのため、日本公認会計士協会・監査委員会報告第29号により、5年間にわたる均等償却が従来実務に定着してきた。

これに関し改訂意見書は、IAS規定を参考⁴⁷⁾に償却期間の上限年数を20年に延長した。これにより、連結上、償却費負担による各期間利益への影響が軽減され、また「アメリカの40年償却を利用するために行われていたアメリカ子会社を用いる変形型買収も、その必要がなくなり、解消されるものと思われる」⁴⁸⁾との指摘がなされる。

70%持分取得時の連結（仕訳形式）

(1) 部分時価評価法

○親会社持分部分の評価益の認識

諸資産	2,100	諸負債	1,400
		連結剰余金	700

○暖簾の認識

資本金	6,000	B社株式	10,000
連結剰余金	4,700	少数株主持分	3,000
連結調整勘定	2,300		



(1) 部分時価評価

連結貸借対照表

諸資産	214,400	諸負債	111,400
うち連結調整勘定	1,300	少数株主持分	3,000
		資本金	60,000
		連結剰余金	40,000
	<u>214,400</u>		<u>214,400</u>

(2) 全面時価評価法

○子会社全体の評価益の認識

諸資産	3,000	諸負債	2,000
		連結剰余金	1,000

○暖簾の認識

資本金	6,000	子会社株式	10,000
連結剰余金	5,000	少数株主持分	3,300



(2) 全面時価評価

連結貸借対照表

諸資産	215,300	諸負債	112,000
うち連結調整勘定	1,300	少数株主持分	3,300
		資本金	60,000
		連結剰余金	40,000
	<u>215,300</u>		<u>215,300</u>

少数株主持分（30%）の取得

(1) 部分時価評価法

諸資産	900	諸負債	600
		連結剰余金	300
少数株主持分	3,000	B社株式	4,300
連結剰余金	300		
連結調整勘定	1,000		



(3) 100%支配持分を取得した場合

連結貸借対照表

諸資産	215,300	諸負債	112,000
うち連結調整勘定	1,300	少数株主持分	3,300
		資本金	60,000
		連結剰余金	40,000
	<u>215,300</u>		<u>215,300</u>

(5) 連結調整勘定の当期償却額の表示箇所

現行連結原則において、連結調整勘定の償却額は、税金等調整前当期純利益に対し加減する形式で開示されている。しかし、改訂意見書では、連結調整勘定は主に暖簾から構成されるとの観点から、当該償却額を販売費及び一般管理費の区分に表示されることとなる。なお、負債の部に計上された連結調整勘定のそれは、営業外収益とされる。

(6) 利益準備金の取扱い

現行連結原則は利益準備金の区分表示を要求するが、これが連結剰余金として一括的に表示されるよう改訂された。この趣旨は、連結財務諸表は、本来商法に言う配当可能利益の計算を主な目的としていないためや、個別諸表上の利益準備金（処分不可能な利益剰余金）を表示する必要性が乏しいとの判断にある。

よって、従来の利益準備金、任意積立金、当期未処分利益という表示区分を廃し、これら利益の留保額を一括し連結剰余金として表示することになる。

Ⅲ 連結会計の独自性

資本持分の結合である合併と子会社取得は、法的性格を捉える合併会計と経済的性格を捉える連結会計により、全く別物の情報として報告される。

連結会計の基本思想は、米国同様、会計主体を連結主体として捉える。これは米国と同じことに意味があるのではなく、取引の経済的実質を重視する点に重要性がある。会計トライアングルの中でも商法の影響が比較的軽微な連結会計は、わが国会計を先導する真の会計原則として成長する可能性を秘めている。

したがって、近い将来、連結財務諸表が個別財務諸表に対し優位に位置づけされれば、少なくとも合併会計と子会社取得会計は整合を図ることが必須となろう。

注

- 1 田中誠二『再全訂 会社法詳論（下巻）』勁草書房, 1981, p.1091
- 2 合併は商法の特別規定によってなされることを要し、その意味において事実上の合併とは区別される。事実上の合併とは、解散や営業譲渡、株式譲渡による株主としての収容等により事実上合併の効果を生ずるものをいう。(田中誠二『上掲書』p.1092)
- 3 服部栄三『《現代法律学全集16》商法総則〔第三版〕』青林書院新社, 1983, pp.401-405
- 4 商法上においても合併本質観について現物出資説と人格合一説との議論がある。しかし、商法上の議論は、合併事象の法律的性質に関する見解という特徴を持っており、なおかつ会計処理と必ずしも関連性を持って論じられていないという点で、会計学上の議論とは異なる。
- 5 武田安弘『企業結合会計の研究』白桃書房, 1982, p.7
- 6 武田隆二『最新 財務諸表論<改訂版>』中央経済社, 1987, p.359
- 7 武田隆二『上掲書』p.359
- 8 小島義輝『入門・英文会計 [上]』日本経済新聞社, 1998, p.35
- 9 木村重義編『体系 会計学辞典』ダイヤモンド社, 1970, pp.36-37
- 10 武田安弘『前掲書』p.11
- 11 武田安弘『前掲書』p.11

- 12 小島義輝「ビジネスセミナー 英文会計入門」日本経済新聞社, 1998, p.206
- 13 小島義輝「入門・英文会計 [上]」日本経済新聞社, 1998, p.148
- 14 米国財務会計基準(合併・分割)研究委員会編「合併会計をめぐる米国財務会計基準の動向」1996, pp.3-4
- 15 米国財務会計基準(合併・分割)研究委員会編「前掲書」pp.3-4
- 16 米国財務会計基準(合併・分割)研究委員会編「前掲書」p.4
- 17 荒川邦寿編「会社合併・分割の会計」中央経済社, 1983, p.163
- 18 村山徳五郎監修、中島敬雄、鈴木豊編「現代の経理総覧1 制度会計・法会計の実務」中央経済社, 1992, p.483
- 19 「暖簾」は商法上の用語であり、企業会計原則における「営業権」と同義である。
(木内佳市・横山和夫共著「前掲書」p.283)
- また、暖簾とは、法律上の権利ではなく、営業上の秘訣、得意先、創業の年代、名声、仕入先、経営の組織、地理的關係等から構成される営業に固有な事実関係であり、財産的価値を有するものであるとされる。
(田中誠二緒「会社法詳論(下巻)」勁草書房, 1982, p.767)
- 20 商法第285条の7「暖簾の評価」に関連し、企業会計原則は同注解25「営業権について」で商法と同内容の規定を設けている。これは企業会計原則の立場からも、「無形の営業権が将来の収益を増加させる要因となることから資産性がある」とされ、「それを各会計期間に費用配分されることも費用収益対応の原則からみても妥当(木内佳市・横山和夫共著「前掲書」p.283)」となる。
【注解25】(営業権について)
「営業権は、有償で譲受け又は合併によって取得したものに限り貸借対照表に計上し、毎期均等額以上を償却しなければならない。」
- 21 「営業権の実体をなす超過収益力は企業にとって有利な諸要因の複合結果としてあらわれるものであり、その諸要因には、従業員の熟練度、管理者の管理能力、労使の協調性等からなる内的要因、及び取引先の堅実性、金融機関の緊密性等の外的要因がふくまれる。しかし、これらの諸要因は、それなりに企業努力の結果として創造されるものであり、具体的には教育訓練費・賃金給料・厚生複利費等のような人件費や交際費の支出を伴う努力としてあらわれる。したがって、これらの努力が将来の超過収益力となるものであれば、その支出額の一部は、当然に将来に繰延べられねばならない。しかし、支出の時点においてそれを確認するのは困難であるから、それらの支出はすべて支出時に費用として処理されることになる。結果として、自己創設営業権は資産勘定にあらわれないのである。」(山根忠恕・篤村剛雄共著「体系財務諸表〔基準編〕」税務経理協会, 1974, p.248)
- 22 服部榮三・星川長七編「基本法コンメンタール〔第五版〕会社法2」日本評論社, 1996, p.126
- 23 新井清光「新版 財務会計論〔第2版〕」中央経済社, 1992, p.105
- 24 木内佳市・横山和夫共著「前掲書」p.284
- 25 服部榮三・星川長七編「前掲書」日本評論社, 1994, p.126
- 26 「企業会計原則注解19」剰余金について
合併差益のうち消滅した会社の利益剰余金に相当する金額については、資本剰余金としないことができる。
- 27 飯野利夫「財務会計論」同文館出版, 1990, pp.10-32
- 28 武田昌輔編「詳解会社税務事例」第一法規, 1974, p.2405-11
通説としては、「税法では基本的には人格合一説に立ちながらも、税務政策上の立場から種々特別の規定を設けている」とされる。
- 29 武田昌輔編「上掲書」p.2405-11
- 30 日本税理士会連合会編「税務用語辞典」帝国地方行政学会, 1970, pp.488-489
- 31 武田昌輔「会社合併の税務〔七訂版〕」税務経理協会, 1990, pp.38-39
- 32 この点について、税法整備小委員会答申(昭和38年)では、次のように言及している。
「現行税法では、合併法人が被合併法人から受入れた資産の評価は、それが時価を超えない限り、合併法人の受入価額によることが認められている。この場合に、土地については低評価を行う反面、たな卸資産について

は評価上げをする等の方法により将来の税負担の軽減を図るような受入れをすることが行われていることもあることにかえりみ、その評価に当たって一の資産を評価減して他の資産を評価増することは原則として認めないこととする。なお、合併法人が被合併法人の帳簿価額と異なる価額を付する場合には、各資産の時価に応じ増額させ又は減額させる等適正な帳簿価額とすることが適当である。」(同答申p.61)

しかし、この内容は現行税法の中に取り入れられていない現状にある。(武田昌輔『前掲書』p.2416)

- 33 資産の過大評価による受入れを否認した場合の処理について、法人税基本通達(昭46、直審20改正)4-2-7では次のように定める。
- (1) 被合併法人から利益積立金額及び資本積立金額を引き継いでいる場合は、その引き継いだこれらの積立金額のうち当該否認金の額に達するまでの金額は、まず利益積立金額、次に資本積立金額の引継ぎがなかったものとする。
- (2) 当該否認金について(1)の処理をした後になお残額がある場合には、その残額は合併法人の利益積立金額から控除する。
- 34 税法規定中において、暖簾は「営業権」として表現されているが、本論文では統一的に「暖簾」と記述する。
- 35 「営業権の価額が相当高額であると認められる著名な営業権については、その所得の金額の3倍の金額」(評通165)を用いる。
- 36 平均利益金額、所得の金額、企業報酬の額については、評通166(平均利益金額等の計算)及び167(超過利益金額が少額な営業権等)を参照のこと。
- 37 日本税理士会連合会編『前掲書』p.583
- 38 否認された場合は、注33(承継資産の受入価額の注記)と同様の手続きにより減額される。
- 39 米国財務会計基準(合併・分割)研究委員会編『前掲書』pp.47-48
- 40 山本守之『租税法要論』税務経理協会、1993、p.311
- 41 山本守之『体系法人税法』税務経理協会、1984、pp.325-326
- 42 武田昌輔編『詳解会社税務事例』第一法規、1974、p.2415の3
- 43 日本会計研究学会「会社合併・分割会計研究」グループの調査(昭和54~55年に、当時5年間に合併を経験した大規模会社349社についてアンケート調査を行い、回答を得た116社の合併事例を分析したもの)によると、被合併会社の資産・負債の評価をその帳簿価額とした例は98例で、全体の約85%に及ぶ。(荒川邦寿『会社合併・分割の会計』中央経済社、1973、pp.4-6)
- 44 荒川邦寿『上掲書』p.7
- 45 武田安弘『前掲書』p.390
- 46 武田隆二『最新財務諸表論<改訂版>』中央経済社、1987、p.456
- 47 広瀬義州『財務会計』中央経済社、1998、p.519
- 48 広瀬義州『上掲書』p.519